

事業計画書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から9年目を迎える。これまで休日夜間の小児初期救急医療施設として、阪神北圏域の安心安全な子育て環境の実現に貢献してきた。

平成27年4月より、西宮市において深夜帯に限ったセンター利用の広報を行っているが、その影響で平成28年2月末現在、西宮市からの受診比率が全体の約10%まで拡大した。一方で、全国的な少子化の進展により3市1町の小児人口も減少傾向にあり、感染症の流行がない時期は患者数も年々少なくなっている。しかし、流行期に入ると急激に増加するなど繁閑の差が大きいことから、急な変化に対応できる体制を常に整え、適切な運営を行っていくよう努めていく。また、指定管理の更新が行われる平成30年度に向けて、次の5年を見据えた中長期の事業計画策定の準備を進めていく。

開設当初からの懸案事項である小児科医師の確保については、働きやすい環境づくりに努めてきたこともあり、若手勤務医を中心に一定数確保できている状況である。また3市1町の協力により実現した2階部分の増築工事により医局及び託児室が完成し、今後新たな出務医師の確保にも取り組んでいく。一方で3市医師会においては新規開業が少ないこともあり、一部出務枠の見直しを行うなど調整の必要が生じているが、センターの安定運営には地元医師会の協力が欠かせないことから、引き続き連携を取り対応していく。

平成28年度はこれまで同様、より良い子育て環境の実現に向けて、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

8年間のセンター運営により培ったノウハウを活かし、充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。医師・看護師等医療従事者にとって働きがいのある職場作りを行い、安定確保を目指す。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター
(伊丹市昆陽池2丁目10番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00

土曜 15:00～翌朝7:00

日祝 9:00～翌朝7:00

年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間27,680人

(4) 職員数

< 医 師 >

正規職員 1 名

嘱託職員 1 名

期間契約職員 . . . 3 2 名

3 市医師会 5 0 名

< 看護師 >

正規職員 4 名

期間契約職員 . . . 2 6 名

< 薬剤師 >

期間契約職員 . . . 2 0 名

< 臨床検査技師 >

期間契約職員 . . . 1 1 名

< 放射線技師 >

期間契約職員 6 名

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、内外の研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。今年度、計画している研修は下記のとおり。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS 研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテの適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③IT を活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを充実するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを更新し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サー

ビスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めることにより、透明性の高い経営を行う。

事務局職員数

正規職員・・・3名

期間契約職員・・・2名